



アンケート調査の結果（概要）

第2回知的財産取引適正化 ワーキンググループ（参考資料）

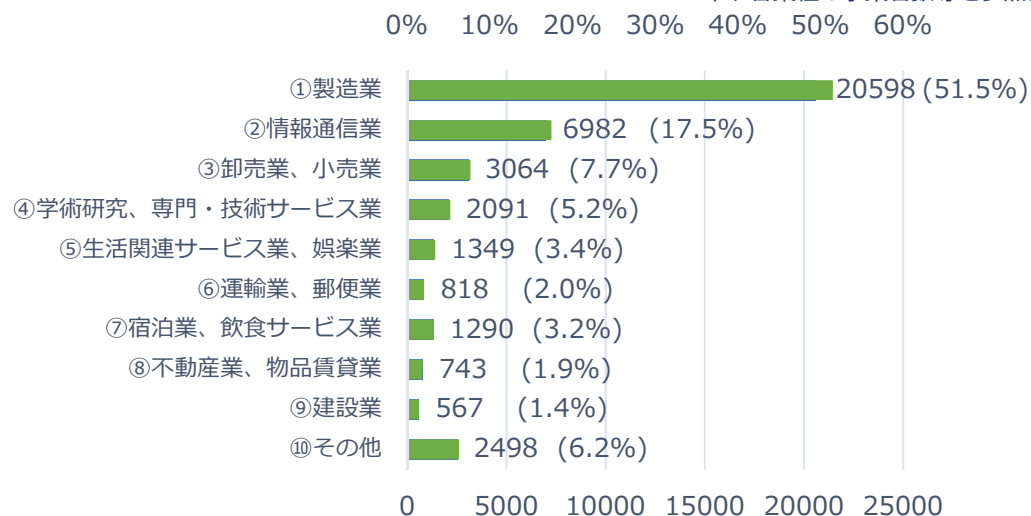
アンケート調査の実施概要

目的	受注取引における知的財産権、ノウハウ、データの取引実態を業種横断的に確認
調査対象者	全国の中小企業（※）・大企業を対象に、業種別に全国偏りなく無作為に40,000社を抽出。 ※ 中小企業基本法上の業種別の定義に該当する者
調査期間	2025年9月1日(月)～30日(火)
調査方法	Webアンケート
回答企業数	6,973社（回答率：17.4%）

※ 本資料に記載のアンケート調査に係る数値は速報値による暫定値です。

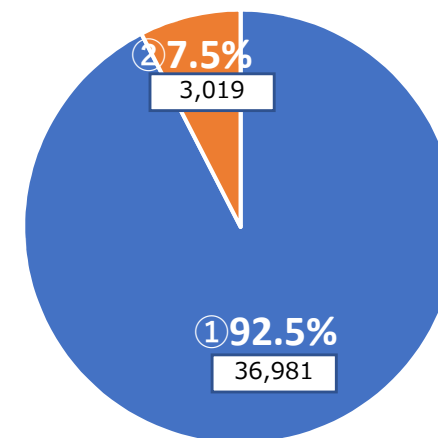
【発送先の業種比率(n=40,000) ※】

※発送先の業種比率は「中小企業実態基本調査」で報告された知的財産権の保有率や各業種の事業者数等を参照。



【発送先の事業規模(n=40,000)】

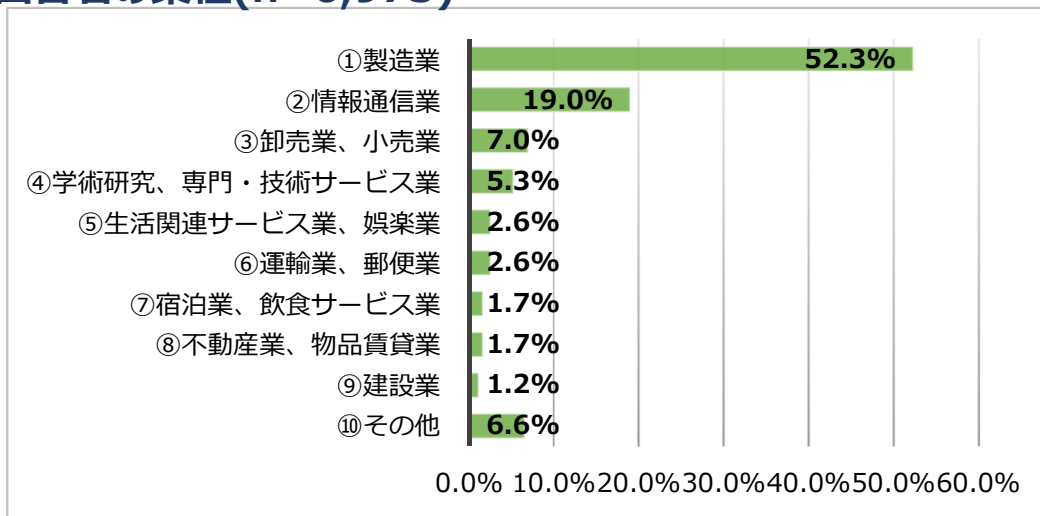
■ ①中小企業 ■ ②大企業



・回答者の属性：業種(n=6,973)

製造業・情報通信業が回答者の大半（約71%）

回答者の業種(n=6,973)



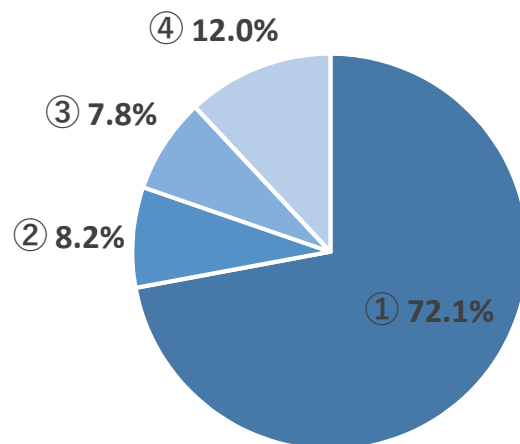
業種	回答数	回答率	回収率
①製造業	3,648	52.3%	18%
②情報通信業	1,327	19.0%	19%
③卸売業、小売業	486	7.0%	16%
④学術研究、専門・技術サービス業	367	5.3%	18%
⑤生活関連サービス業、娯楽業	183	2.6%	14%
⑥運輸業、郵便業	180	2.6%	22%
⑦宿泊業、飲食サービス業	120	1.7%	9%
⑧不動産業、物品賃貸業	119	1.7%	16%
⑨建設業	85	1.2%	15%
⑩その他	458	6.6%	18%
合計	6,973	100%	—

・回答者の属性：従業員・資本金規模(n=6,973)

中小企業が回答者の大半

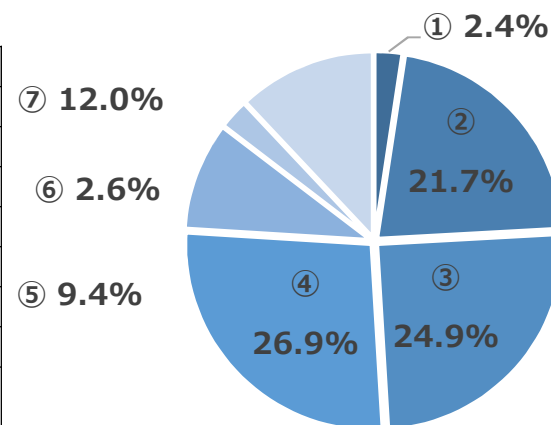
従業員数(n=6,973)

選択肢	回答数	%
① 50人以下	5,027	72.1%
② 50人超100人以下	571	8.2%
③ 100人超300以下	541	7.8%
④ 300人超	834	12%
合計	6,973	100.0%



資本金(n=6,973)

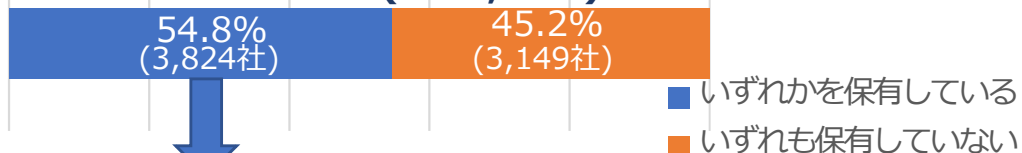
選択肢	回答数	%
① 資本金なし	164	2.4%
② 500万円以下	1,516	21.7%
③ 500万円超1000万円以下	1,739	24.9%
④ 1,000万円超5,000万円以下	1,878	26.9%
⑤ 5,000万円超1億円以下	654	9.4%
⑥ 1億円超3億円以下	183	2.6%
⑦ 3億円超	839	12%
合計	6,973	100.0%



・知的財産権・ノウハウ・データ（知的財産権等）の保有状況(n=6,973)

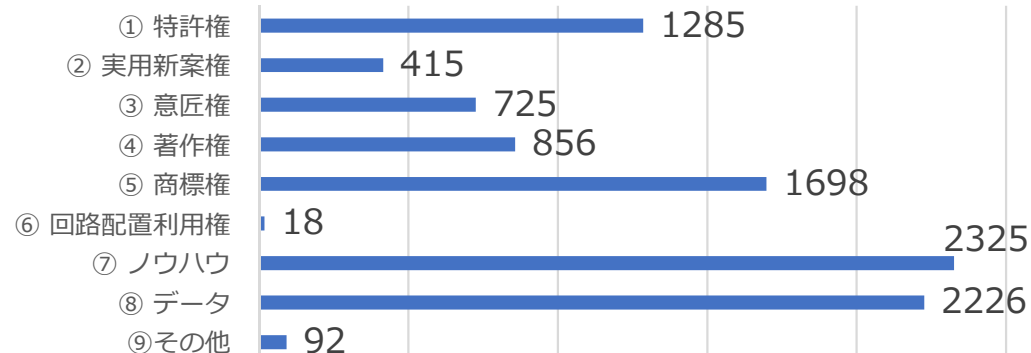
- ・回答者の半数以上が、知財・ノウハウ・データのいずれかを保有（約55%（3,824社））
- ・知的財産権を保有する回答者の多くは、商標権・特許権を保有。

知的財産権等保有状況(n=6,973)



保有している知的財産権の種類 (複数回答可)	回答数(n=6,973)
①知的財産権	2,296
②ノウハウ	2,459
③データ	2,414
④いずれも保有していない	3,149

保有する知的財産権等の種類(n= 3,824)

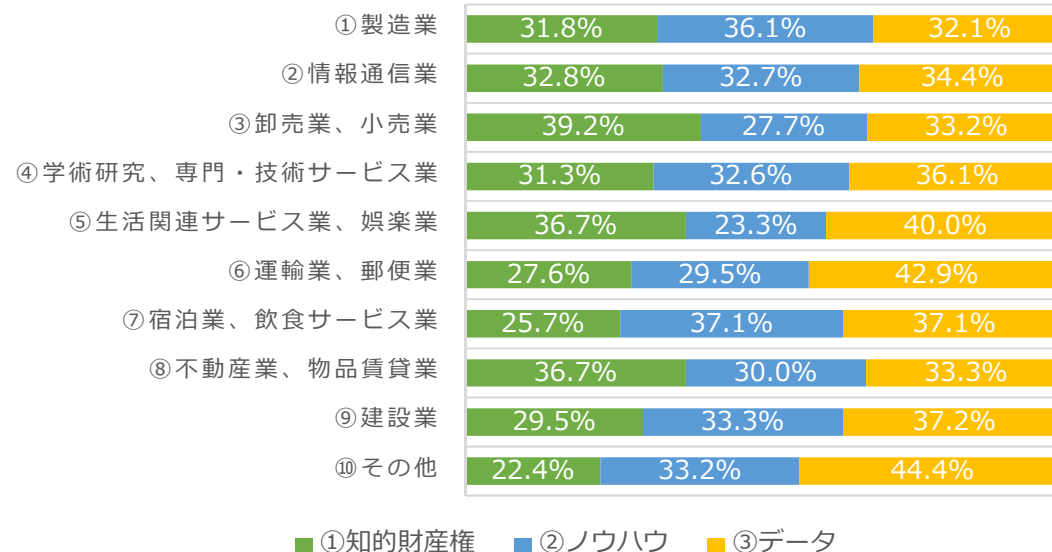


・業種別の知的財産権等の保有状況(n=3,824)

- ・製造業においてはノウハウを、情報通信業においてはデータを比較的多く保有する傾向。

業種別の知的財産権等保有内訳(n=3,824)

	①知的財産権	②ノウハウ	③データ	合計
①製造業	1,363	1,546	1,373	4,282
②情報通信業	465	464	488	1,417
③卸売業、小売業	157	111	133	401
④学術研究、専門・技術サービス業	115	120	133	368
⑤生活関連サービス業、娯楽業	44	28	48	120
⑥運輸業、郵便業	29	31	45	105
⑦宿泊業、飲食サービス業	18	26	26	70
⑧不動産業、物品賃貸業	22	18	20	60
⑨建設業	23	26	29	78
⑩その他	60	89	119	268
合計	2,296	2,459	2,414	7,169

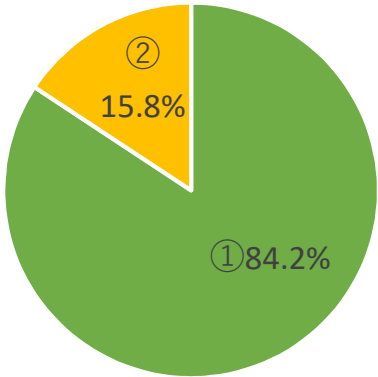


※各知的財産権等の保有の有無（複数選択可）に基づき集計。

納得できない内容の取引条件を受け入れた経験

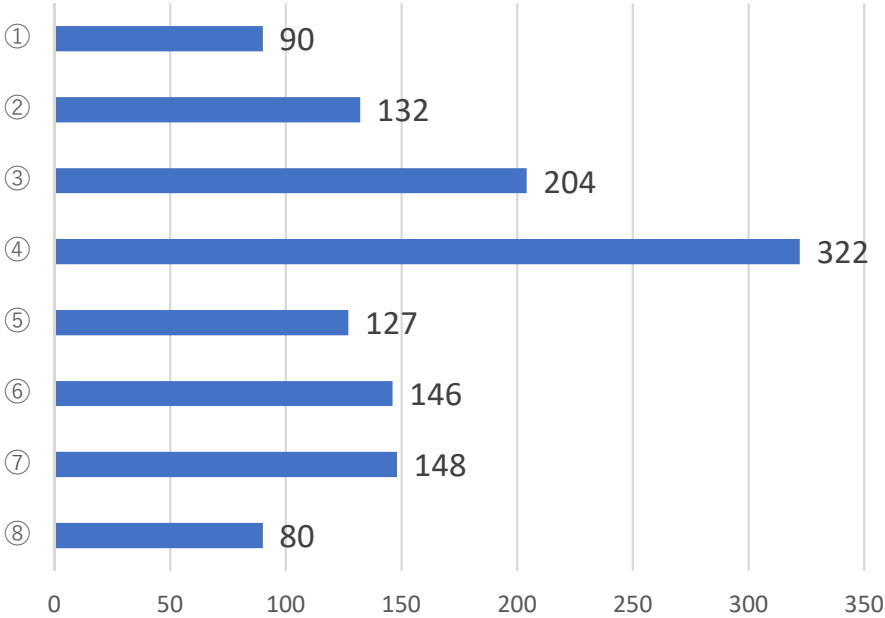
納得できない内容の取引条件を受け入れた経験の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,221	84.2%
②経験あり	603	15.8%
合計	3,824	100.0%



納得できない内容の取引条件を受け入れた理由（複数選択可） (n=603)

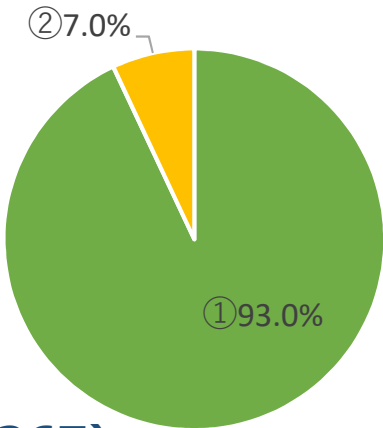
選択肢	回答数
①当時は知的財産権・ノウハウ・データに関する専門的な知識がなく、取引先から提示された取引条件をそのまま受け入れていたから。	90
②当初、取引条件が明確になっておらず、事後的に求められ、応じざるを得なかったから。	132
③取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や貴社の信用力の確保につながると判断したから。	204
④その取引条件の受入を断った場合、今後の取引への影響があると貴社が判断したから。	322
⑤取引先から今後の取引への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったから。	127
⑥取引条件について協議しても、取引先に聞き入れられないと思ったから。	146
⑦取引条件について協議したが、取引先が聞く耳を持っていなかったから。	148
⑧その他	80



- ・取引先は選んでいるが、たまに取引先が二次受注者の場合に、元請の理不尽な要求が二次受注者を介して押し付けられることがある。（技術サービス業（他に分類されないもの））
- ・そもそも製品仕様書以外の取引条件が無い。その話をした場合、今後の取引への影響がありそう。（非鉄金属製造業）
- ・短納期であり、取引条件を交渉する時間的な余地がなく、受け入れざるを得ない。（情報サービス業）

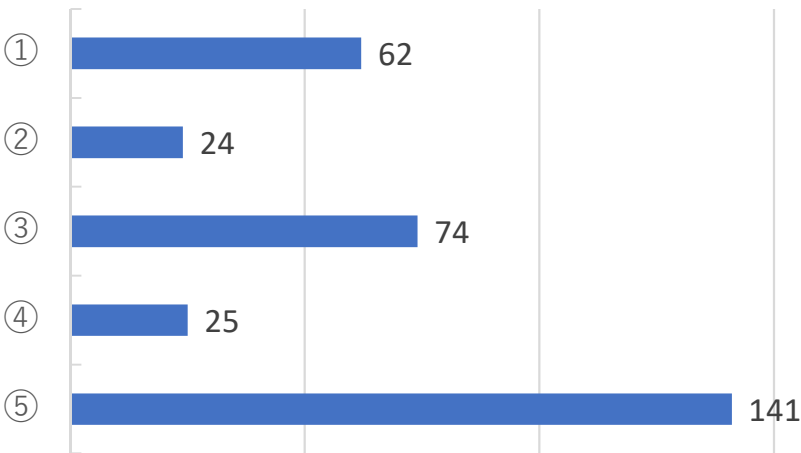
NDAなしでの取引又は不利な条件での取引事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,557	93.0%
②経験あり	267	7.0%
合計	3,824	100.0%



NDAなしでの取引又は不利な条件での取引事例（複数選択可） (n=267)

選択肢	回答数
① 秘密保持契約（NDA）を締結するように求めたが、断られた。	62
② 秘密保持契約（NDA）を締結してもらえない上、取引先がその提携先や顧客等に対し、貴社の秘密を開示することができるという取引条件となっていた。	24
③ 秘密保持契約（NDA）を締結したが、貴社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、貴社から開示された秘密を無償で様々なビジネスに利用できるという一方的な取引条件となっていた。	74
④ 貴社の秘密を漏洩されないようにする秘密保持契約（NDA）を締結したが、取引先が貴社の秘密を保持すべき期間が非常に短い取引条件となっていた。	25
⑤ その他	141

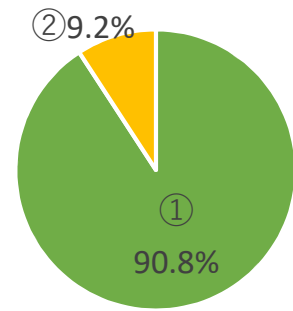


- ・仮に締結しようとしても嫌がられ、最悪将来的な取引が停止する可能性もある為、受注者という弱い立場からは提言もし辛い慣習がある（生産用機械器具製造業）
- ・医薬の製造受託案件に際し、検討の過程で得られたノウハウ、知的財産は全て相手方に帰属するという条件で契約締結することとなった。（繊維工業）
- ・NDAの締結を1年先延ばしにされているうちに特許を出願された。（化学工業）
- ・商習慣として、契約なく取引する業界である。（非鉄金属製造業）
- ・取引先から、打合せと称して、製造方法等の内容になり、その後その内容が競合他社に取引先より流れて、仕事が来なくなった。（はん用機械器具製造業）
- ・そもそも秘密保持契約という概念がほとんどの取引先がない。仮に契約したとしても、うやむやにされる。（映像・音声・文字情報制作業）

ノウハウ・データの開示

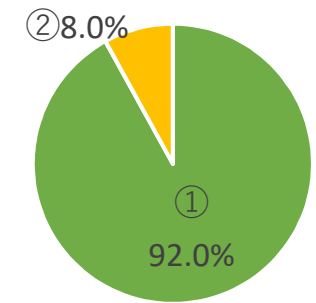
ノウハウの開示等を強要された事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,472	90.8%
②経験あり	352	9.2%
合計	3,824	100.0%



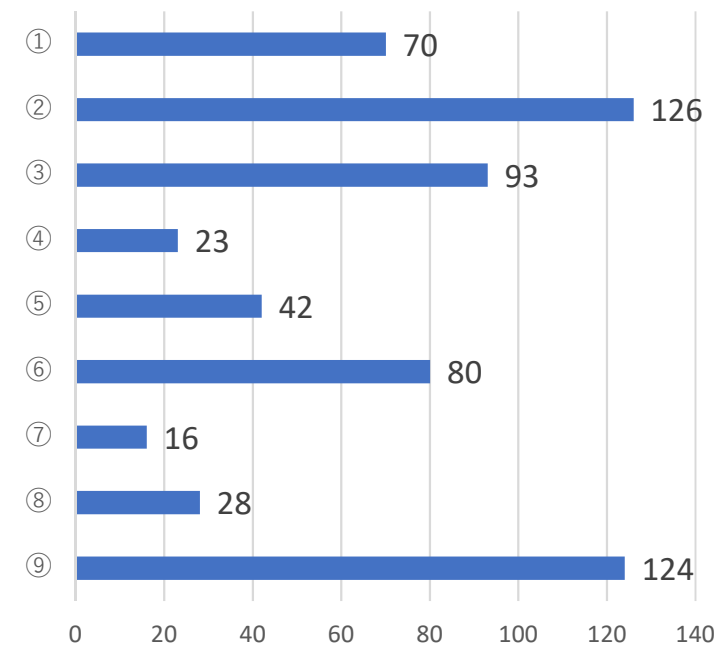
データの開示等を強要された事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,518	92.0%
②経験あり	306	8.0%
合計	3,824	100.0%



ノウハウやデータの開示を強要された事例（複数選択可）（n=413）

選択肢	回答数
① ノウハウ・データを開示することを一方的に義務付けられた。	70
② 品質管理や原価低減協力、見学・監査等を理由に、取引先の都合で、取引に直接必要のないノウハウ・データを開示するよう求められた。	126
③ 見積りの段階や商談等において、秘密保持契約（NDA）を締結しないまま、貴社のノウハウ・データに関する資料等の提出又は開示を求められ、それに応じた結果、取引先に当該ノウハウを流用された。	93
④ 貴社が開示するノウハウ・データの範囲を契約書に記載することを求めたが、受け入れてもらえず、貴社が望まない範囲のノウハウ・データまで開示させられた。	23
⑤ 取引終了時等において、貴社において対応すべき理由がないのに、貴社のノウハウ・データを全て無償で取引先等に引き継がなければならないという取引条件となっていた。	42
⑥ 取引先が取引条件として定めた範囲を超えて、貴社のノウハウ・データを勝手に利用された。	80
⑦ 秘匿しておきたかった貴社のノウハウ・データについて、取引先と共同で特許の出願をさせられた。	16
⑧ 貴社は、秘密保持契約（NDA）を締結したのち、ノウハウ・データを開示したが、その後、取引先等から、類似商品又はサービスの提供がなされた。	28
⑨ その他	124

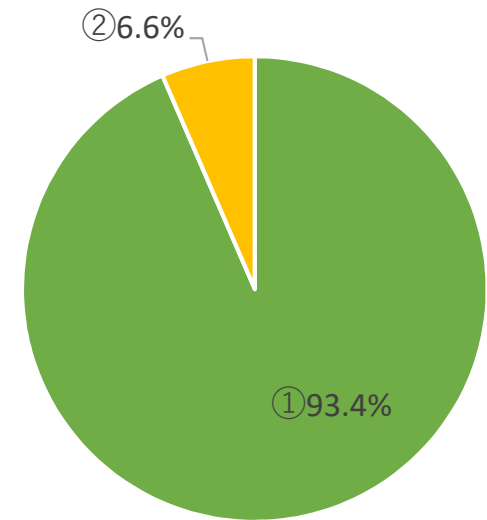


・ 一方的にNDAや販売契約書を変更して、データを提供しなければ取引をしないと宣言された。（情報サービス業）
・ 当社は零細企業で法務が整っておらず、取引先と共同開発をしている件について、取引先側が当社でアイデアを出し作成した試作品を他社に見せてしまったことにより、その試作品とほぼ同じ内容のものが他社から提案された。（情報通信機械器具製造業）
・ NDAの締結がない段階で、試作品に不備が有るので成形型を確認したいという理由で持っていかれ、そのまま型の作り方を分析された。また製品が廃止になったという理由で型を回収されて、他社での成形に利用された。（プラスチック製品製造業）

知的財産権等の無償譲渡・ライセンス

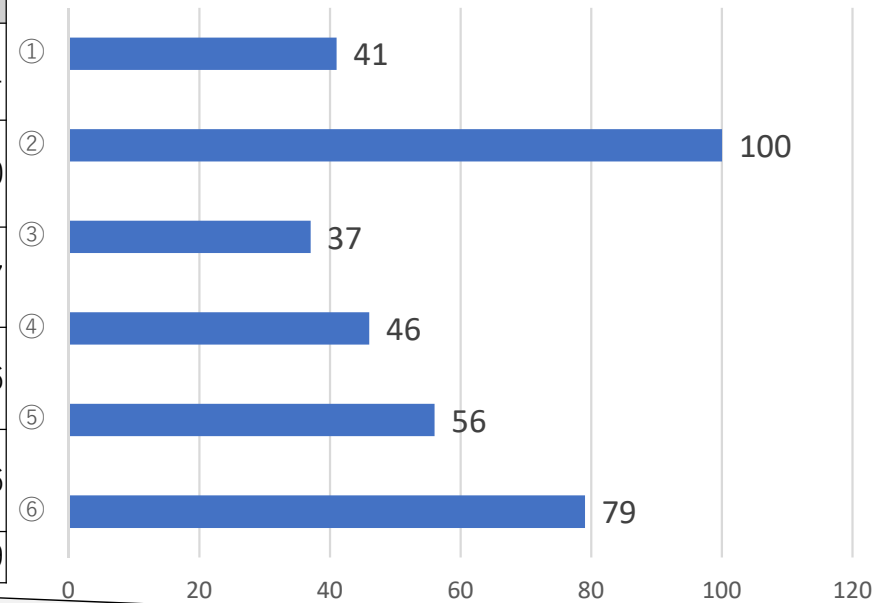
知的財産権等の無償譲渡等を強要された事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,573	93.4%
②経験あり	251	6.6%
合計	3,824	100.0%



知的財産権等の無償譲渡等を強要された事例（複数選択可） (n=251)

選択肢	回答数
①その取引とは関係のない貴社が保有する知的財産権・ノウハウ・データについても取引先に譲渡する又は取引先が利用できる取引条件となっていた。	41
②取引の中で生み出された技術、成果物等の権利が全て無償で取引先に帰属するという契約を締結させられた。	100
③取引先の希望で、貴社の意に反して、貴社の競合相手に僅かな対価で貴社の知的財産権・ノウハウ・データの使用を認めさせられた。	37
④取引先のみ都合がよい契約書を押付けられ、その取引先に対して常に最恵待遇で貴社の知的財産権・ノウハウ・データの使用を認める義務を一方的に負わされた。	46
⑤取引の内容に定められた範囲を超えて、貴社が保有する知的財産権・ノウハウ・データを無償で取引先に譲渡させられ、又はその使用を認めさせられた。	56
⑥その他	79



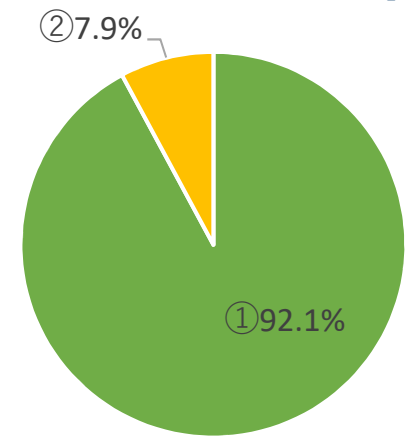
・取引先の海外への輸出が契約後に決まり、工程表や処方に関わる情報の開示が求められた。ただし、契約書にそういった際の費用に関わることを取り決めていないため、今まで無償提供となっていた。（化学工業）

・当社が提供した設備で品質上の問題があった際に、それに関連はしているが問題解決に不要と思われる設計思想・設計基準・詳細図面まで提出を無償で要求された。（生産用機械器具製造業）

知的財産権、ノウハウ、データの対価設定（1）

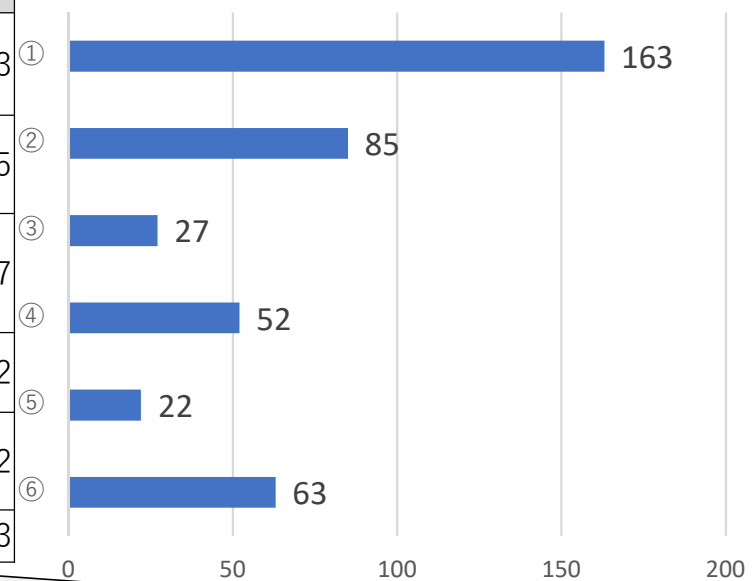
一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された事例の有無（n=3,824）

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,521	92.1%
②経験あり	303	7.9%
合計	3,824	100.0%



一方的に知的財産権・ノウハウ・データの取引方法又は対価を設定された事例（複数選択可）（n=303）

選択肢	回答数
①取引先に提供する内容に貴社の知的財産権・ノウハウ・データが含まれているにもかかわらず、その対価が無償だった。	163
②取引先に提供する内容に貴社の知的財産権・ノウハウ・データが含まれているにもかかわらず、その対価を考慮せずに一方的に低い対価を定められた。	85
③取引先と貴社の知的財産権・ノウハウ・データの取引について交渉するに当たり、貴社は取引先にライセンスすることを希望していたが、一方的に権利を譲渡する取引条件とされた。	27
④取引先に貴社の知的財産権・ノウハウ・データをライセンスするに当たり、その対価が無償だった。	52
⑤取引先に貴社の知的財産権・ノウハウ・データをライセンスするに当たり、一方的に低いライセンス料を定められた。	22
⑥その他	63



・ 契約書や覚書を交わす場合、ほぼ全てのケースにおいて、提示される雛形で著作権譲渡するよう求められる。このため再利用に当たり対価が支払われないケースが多い。（映像・音声・文字情報）
・ ソフトウェア利用の対価に関しては、取引先との関係において、開発費用の多寡に関係なく、あらかじめ対価が設定されている取引が、当社にとって有利・不利問わず、存在する。（情報サービス業）

知的財産権、ノウハウ、データの対価設定（2）

～ライセンス対価に係る現状及び望ましい設定方法～

a.ライセンス対価の現状の設定方法（複数選択可）（n=3,824）

選択肢	回答数	%
① 契約締結時に一括支払い	889	20.0%
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	519	11.6%
③ 製品等の売上げ等に応じた対価のみ	1,903	42.7%
④ その他	1,145	25.7%
合計	4,456	100.0%

b.ライセンス対価の望ましい設定方法（n=3,824）

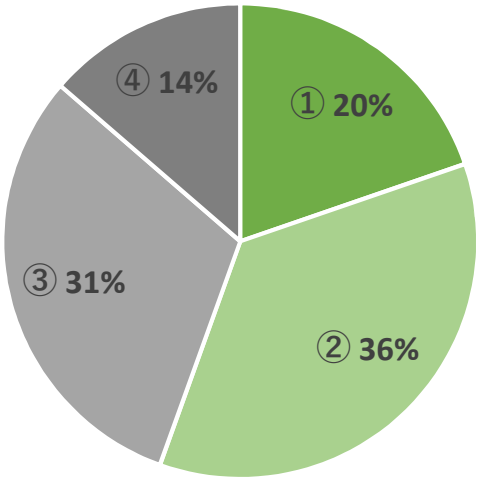
選択肢	回答数	%
① 契約締結時に一括支払い	685	17.9%
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	539	14.1%
③ 製品等の売上げ等に応じた対価のみ	1,667	43.6%
④ その他	933	24.4%
合計	3,824	100.0%



a.で選択した設定方法がb.で選択した設定方法に含まれていない回答者の割合＝約18%（674/3,824）
⇒18%の回答者が、ライセンスに係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離があると回答

c.現状と乖離している場合のライセンス対価の望ましい設定方法（n=674）

選択肢	回答数
① 契約締結時に一括支払い	133
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	241
③ 製品等の売上げ等に応じた対価	208
④ その他	92
合計	674



知的財産権、ノウハウ、データの対価設定（3）

～譲渡対価に係る現状及び望ましい設定方法～

a.譲渡対価の現状の設定方法（複数選択可）
(n=3,824)

選択肢	回答数	%
① 契約締結時に一括支払い	1,139	26.5%
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	452	10.5%
③ 製品等の売上げ等に応じた対価	1,555	36.2%
④ その他	1,152	26.8%
合計	4,298	100.0%

b.譲渡対価の望ましい設定方法 (n=3,824)

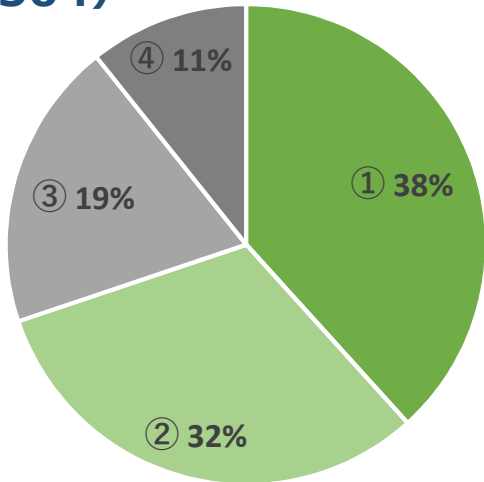
選択肢	回答数	%
① 契約締結時に一括支払い	1,115	29.2%
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	423	11.1%
③ 製品等の売上げ等に応じた対価	1,319	34.5%
④ その他	967	25.3%
合計	3,824	100.0%



a.で選択した設定方法がb.で選択した設定方法に含まれていない回答者の割合＝約13%（504/3,824）
⇒13%の回答者が、譲渡に係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離があると回答

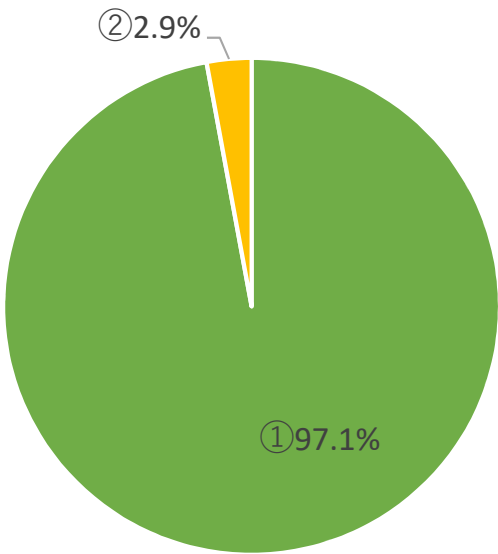
c.現状と乖離している場合の譲渡対価の望ましい設定方法（n=504）

選択肢	回答数
① 契約締結時に一括支払い	193
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算	159
③ 製品等の売上げ等に応じた対価	98
④ その他	54
合計	504



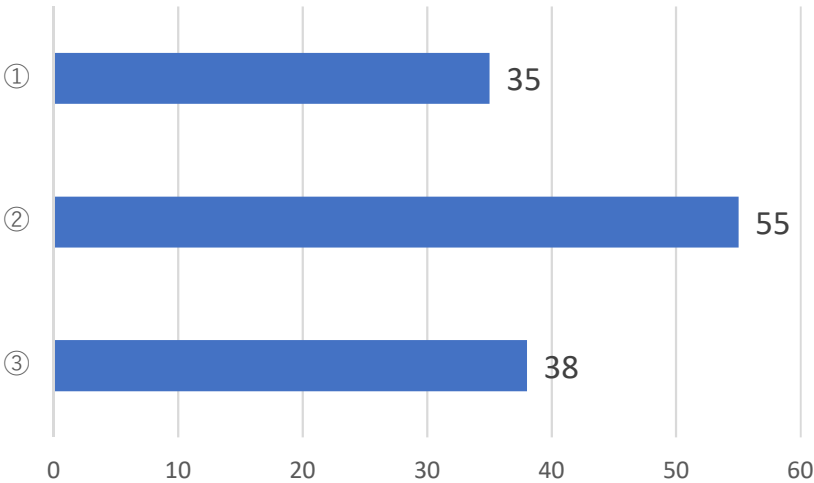
知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,713	97.1%
②経験あり	111	2.9%
合計	3,824	100.0%



知財訴訟等のリスク転嫁をされた事例（複数選択可） (n=111)

選択肢	回答数
①取引先と知的財産権・ノウハウ・データについて争うこと（裁判に限らない）が一切できない取引条件だった。	35
② 取引先の指示に従って単純な作業をするだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て又はその大半を負わなければならないという取引条件だった。	55
③その他	38

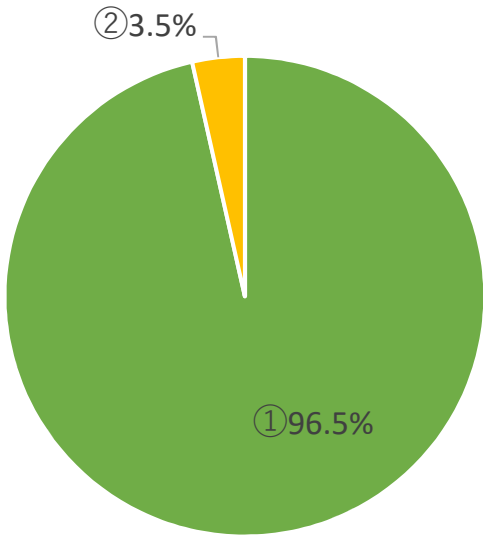


・ 第三者との知財トラブルはすべて受託者側が負い、委託者側がなんらかの被害を被った場合は弁護士費用も含め受託者が補填せよ、という契約を求められることが多い。（情報通信機械器具製造業）

・ 単純な作業をするのみとはいえないが、成果物が第三者の知的財産権を侵害していた場合のリスクは受託する当社側が持つことがほとんどである。（情報サービス業）

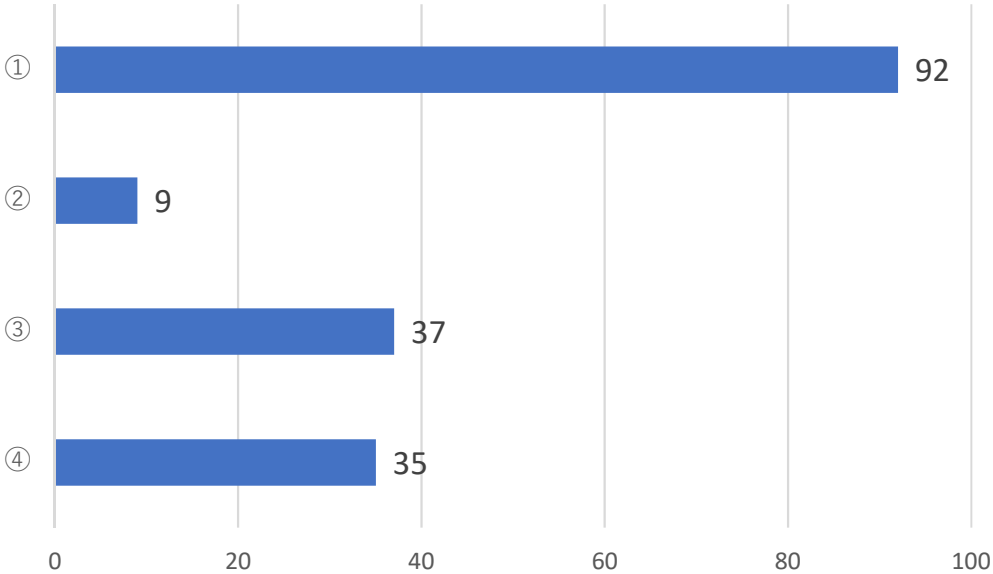
出願に干渉された事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,689	96.5%
②経験あり	135	3.5%
合計	3,824	100.0%



出願に干渉された事例（複数選択可） (n=135)

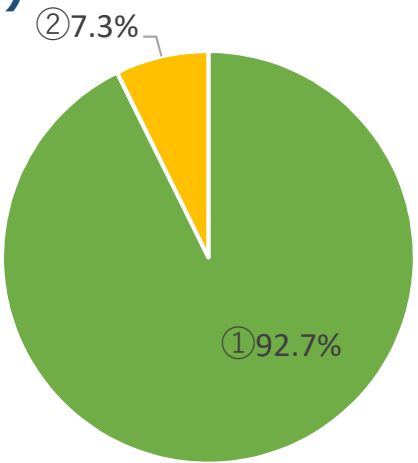
選択肢	回答数
① 貴社だけで生み出した発明等について、出願等する際には必ず許可を得る又は事前に報告しなければならないといった取引条件になっていた。	92
② 貴社だけで生み出した発明等であっても、一切の特許取得を禁じるという取引条件になっていた。	9
③ 貴社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件になっていた。	37
④ その他	35



・ 契約上定めがないにもかかわらず、当社だけで生み出した発明等を共同出願するように圧力を受けた。（化学工業）

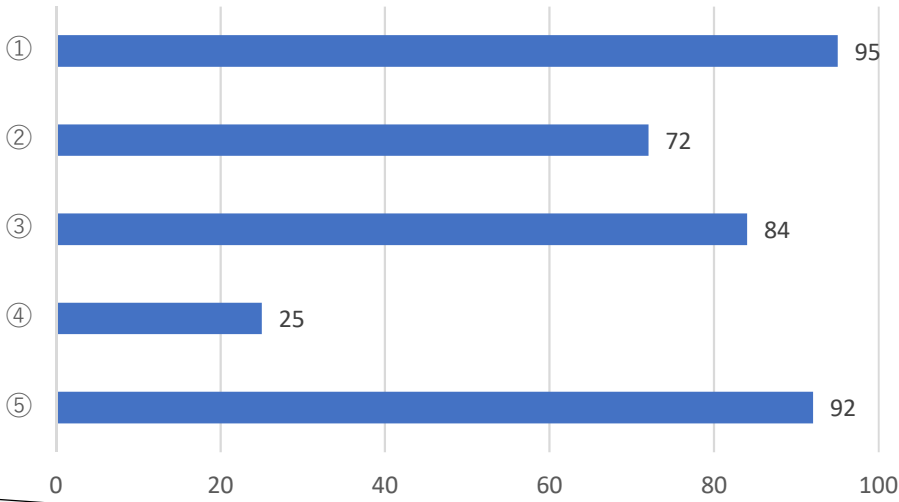
技術指導、技術検証、試作品製造をさせられた事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,545	92.7%
②経験あり	279	7.3%
合計	3,824	100.0%



技術指導、技術検証、試作品製造をさせられた事例（複数選択可） (n=279)

選択肢	回答数
① 取引先の従業員等に技術指導をしてもらいたいと言われ、技術指導を無償で実施させられた。	95
② 取引先から、取引の内容とは別に、技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、全て貴社の負担で試作品の製造や実験等をさせられた。	72
③ 貴社は、取引先の指示どおりに技術検証の作業を行っても、取引先から契約の範囲外の業務を求められ、その業務に見合った報酬が支払われなかった。	84
④ 取引先から指示されたとおり技術検証の作業を行ったが、理由なく、事後的に対価を減額された。	25
⑤ その他	92

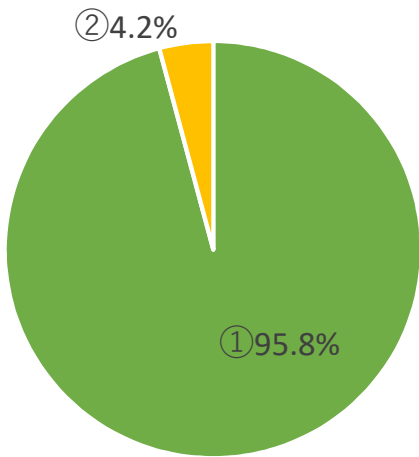


・こちらから技術を売り込んでその魅力に惹かれたのか3年以上付き合ったが、一定の成果が確認された後に、突然連絡を絶たれて知らん顔された。（輸送用機械器具製造業）

・本来であれば検証フェーズについて、取引本体とは別途発注されるのが理想だが、不確実な段階では予算化が難しいという現実がある。（特に取引先が大企業の場合、確実な成果が求められる）（情報サービス業）

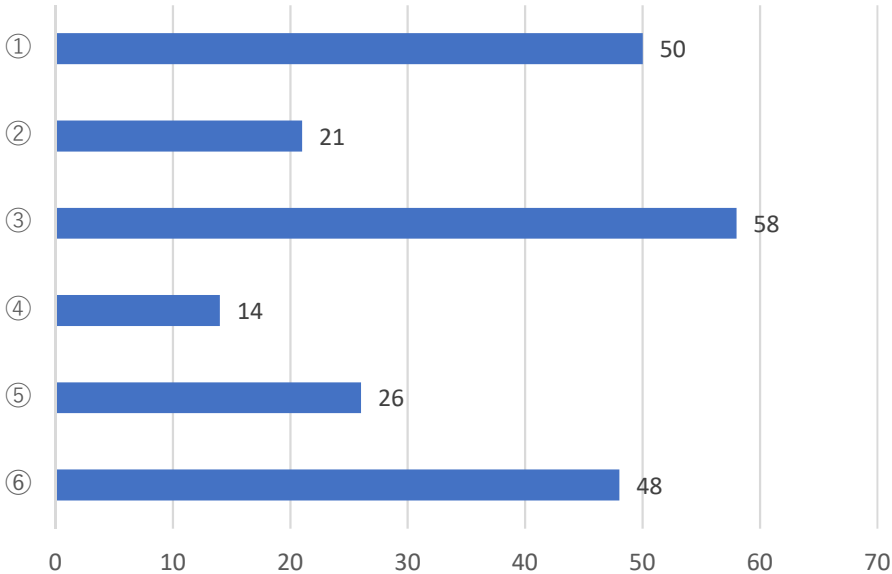
共同開発研究等に係る事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,664	95.8%
②経験あり	160	4.2%
合計	3,824	100.0%



共同研究開発等に係る事例（複数選択可） (n=160)

選択肢	回答数
① 取引先との間で、共同研究開発契約を締結したが、共同研究の成果物の権利が一方的に取引先に帰属する内容となっていた。	50
② 主に貴社の知的財産権・ノウハウ・データを用いて共同研究開発を行っていたが、生み出された新たな発明等の権利が取引先に帰属し、当該権利を使用する場合に、貴社のみが対価を支払う取引条件となっていた。	21
③ 共同研究開発により生み出された発明等について、特許の共同出願をする際の費用（出願料等）が全て貴社の負担となる取引条件となっていた。	58
④ 貴社だけで生み出した発明等について、取引先の競合他社に使用する権限を認める（ライセンスする）場合は、取引を打ち切るなどと取引先から言われた。	14
⑤ 共同研究の経験を生かして貴社だけで生み出した発明等について、取引先から共同出願とするよう要請されるとともに、取引先が他社に使用する権限を認める（ライセンスする）場合には、貴社の承諾が不要である一方で、貴社が他社に使用する権限を認める場合には、取引先の承諾が必要となる取引条件になっていた。	26
⑥ その他	48

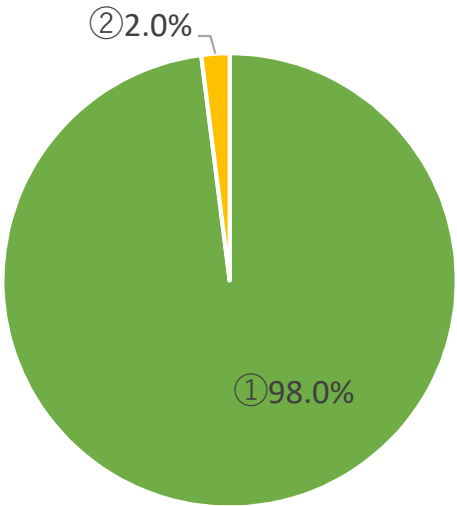


・共同研究開発契約という名目ではなく、開発業務委託契約として、知財権が発注者に転移する条項が含まれる。（情報サービス業）
・単独で行った発明について共同出願を強要され、さらに当社の発明の実施について制限をかけられた。（はん用機械器具製造業）

共有する知的財産権

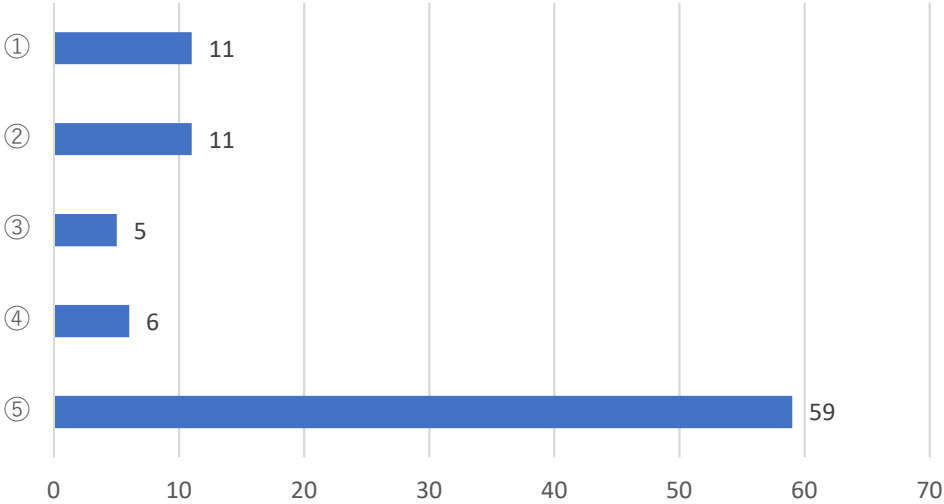
共有する知的財産権に係る事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,746	98.0%
②経験あり	78	2.0%
合計	3,824	100.0%



共有する知的財産権に係る事例（複数選択可） (n=78)

選択肢	回答数
① 取引先が貴社の同意を得ずに共有する知的財産権を他社のライセンスにした。	11
② 取引先が共有する知的財産権を他社にライセンスするに当たり、貴社に同意を強要した。	11
③ 相応の対価を得る前提で譲渡を承諾したにもかかわらず、取引先が共有する知的財産権の譲渡益を独占した。	5
④ 取引先が共有する知的財産権のライセンス収入を独占した。	6
⑤ その他	59



- ・ 取引先の同業者向けに共有知的財産権を利用する場合は取引先の同意が必要とする条件あり。（非鉄金属製造業）
- ・ 主に弊社の知的財産権・ノウハウ・データを用いて共同研究開発を行い、共同出願を行ったが、他社が第三者に製造させることへの条件がなかったため、他社で製造されてしまった（金属製品製造業）

商社等、受注した取引を仲介する立場の者からの要請事例の有無 (n=3,824)

経験の有無	回答数	%
①特になし	3,685	96.4%
②経験あり	139	3.6%
合計	3,824	100.0%

